

令和2年9月28日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）生命の安全教育について

国が本年6月に示した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の取組の1つである「生命（いのち）の安全教育」について、県として、今後どのように取り組まれるのか、教育長に伺う。

（答）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり悪影響を及ぼす、大変深刻な問題であると考えており、とりわけ、生命の安全教育の推進は重要であると認識しております。

各学校では、道徳科等の授業におきまして、小学校から「生きることのすばらしさを知り、生命を大切にす心情」や、「異性について理解しながら、人間関係を築いていく態度」などが育まれるよう、児童生徒の発達の段階に応じて指導しております。

また、これまでも児童生徒が性被害に遭わないために、非行防止教室で性被害や連れ去りなどに関する注意喚起を行ったり、県教育委員会で作成したデートDVに関する児童生徒向け資料を授業等で活用したりするなど、性犯罪・性暴力の未然防止に取り組んできたところでございます。

県教育委員会といたしましては、これまでの取組に加え、国が作成するモデル教材等の開発状況など、今後の国の動向を注視した上で、環境県民局や市町教育委員会など関係部局と十分連携し、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための取組の一層の充実を図ってまいります。